

防火対象物点検報告特例認定制度とは??

1 特例認定の要件

所轄消防署長は、防火対象物の管理について権原を有する者の申請により検査を実施し、その結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防火対象物として認定します。

【検査項目】

- ・防火対象物の管理権原者が管理を開始してから3年以上経過していること
- ・過去3年以内において消防法令違反による命令を受けたことがなく、命令を受けるべき事由が現にないこと
- ・過去3年以内において特例認定の取消しを受けたことがなく、受けるべき事由が現にないこと
- ・過去3年以内において点検又は報告を怠ったことや虚偽の報告を行ったことがないこと
- ・点検基準に適合していること
- ・消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に従って設置・維持されていること
- ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・報告がされていること
- ・その他消防法又は消防法に基づく命令に規定する事項で市町村長の定める基準を満たしていること

2 申請と認定通知

管理権原者が「防火対象物点検報告特例認定申請書」に防火対象物の管理を開始した日が確認できる書類（登記簿謄本、賃貸借契約書等）を添付して、建物を管轄する消防署長に申請してください。申請がされた後、検査の結果が特例認定の要件に、適合している場合は「認定通知書」が、適合していない場合は「不認定通知書」が交付されます。

3 特例認定の失効

- ・認定を受けてから3年が経過したとき

※失効前に再度特例認定の申請をし、特例を受けることによって継続できます。

- ・防火対象物の管理権原者が変わったとき

※変更があった場合は、変更前の管理権原者が「管理権原者変更届出書」を所轄の消防署長へ届け出なければなりません。

4 特例認定の取消し

- ・偽りその他不正な手段により特例認定を受けたことが判明したとき
- ・防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法令に違反し、命令を受けたとき又は命令を受けるべき事由があるとき
- ・一定の基準に適合しなくなったとき

【表示制度】

特例認定を受けた防火対象物は、「防火優良認定証」を表示することができます。（管理権原が分かれている建物にあっては、全ての部分で特例認定を受けている場合のみ表示することができます。）

※防災管理点検も必要となる建物の場合は、防火対象物点検・防災管理点検の両方の点検において特例認定を受けている場合しか表示をすることができません。両方の点検において特例認定が認められた場合は、「防火・防災優良認定証」を表示することができます。



詳しくは、建物を管轄している消防署へお問い合わせください。